

資料提供

滋賀労働局発表

令和6年11月27日

担

滋賀労働局 雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官

水出 美加子

当

室長補佐 谷澤 健太

TEL: 077-523-1190

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です！ ～ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！～

昨年度に滋賀労働局雇用環境・均等室及び管内4か所の総合労働相談コーナーに寄せられたハラスメント関連の相談件数は1181件でしたが、今年度は9月末時点で491件となっており、職場におけるハラスメントに対し、労使双方より依然として高い関心が示されています。

厚生労働省では、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、年末に向けて業務の繁忙等によりハラスメントが発生しやすいと考えられる12月を「**職場のハラスメント撲滅月間**」と定め、集中的な広報・啓発活動を実施します。

その一環として、滋賀労働局では事業主・労働者の双方から広く相談に応じる「**ハラスメント対応特別相談窓口**」を本年12月1日より別添のとおり開設する他（令和7年3月31日まで）、厚生労働省では「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」を下記のとおりオンラインで開催します。

「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」

【開催概要】

- ・開催日：令和6年12月10日（火）13:30～15:15（13:00オンライン画面スタート）
- ・会場：オンラインで配信
- ・参加費：無料

【内容】

- ・基調講演「カスタマーハラスメント対策の現状について」
講師：原 昌登 教授（成蹊大学法学部）
- ・パネルディスカッション「企業のカスタマーハラスメント対策の取組事例」

【詳細・参加申込はこちら】

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium>



■ハラスメント対策の総合情報サイト「あかるい職場応援団」

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



ハラスメント裁判事例、他社の取組など
ハラスメント対策の総合情報サイト

あかるい職場応援団

滋賀労働局雇用環境・均等室では

ハラスメント対応特別相談窓口を開設しています！

開設期間：令和6年12月1日（日）～令和7年3月31日（月）

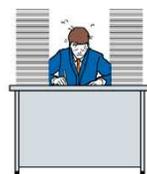
働く人も、企業の担当者も、ご相談ください！

職場におけるハラスメントの問題が大きくクローズアップされています。

労働施策総合推進法等の改正に伴い、令和4年4月からすべての事業主に対してセクシュアルハラスメント等の防止対策と同様、職場のパワーハラスメント防止対策が義務化されました。



パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、いわゆるマタニティハラスメントなど、様々なハラスメントのことでお悩みの方、お困りの方、一人で悩まず、ぜひ相談窓口にご相談ください！

**パワーハラスメント（パワハラ）とは**

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの優越的な関係を背景とした、業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、職場環境を害すること（身体的若しくは精神的な苦痛を与えること）をいいます。

セクシュアルハラスメントとは

職場において、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗（しつよう）な誘い、身体への不必要な接触など、意に反する性的な言動を拒否・抵抗したことで不利益を受けたり、職場の環境が不快なものとなることをいいます。

妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱い、および妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント（マタハラ）とは

妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等を理由として、事業主が行う解雇、減給、降格、不利益な配置転換、契約を更新しない（契約社員の場合）といった行為を「不利益取扱い」といいます。

また、妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動をいいます。

このほか・・・

働く人

◆ 妊娠を報告したら、事業主から「退職してもらおう」と言われました。

働く人

企業の担当者

◆ 非正規の社員も、産休・育休を取れるのでしょうか？

企業の担当者

◆ 会社として、妊娠等した労働者に、このような取扱いをしたら、均等法などに違反しますか？

・・・などのご相談にも対応します。

相談して
ください!

滋賀労働局があなたのお力になります!

匿名でも大丈夫 プライバシーは厳守します。

まずは相談してください!! 相談は無料です!

Q. どのような相談ができますか?

A. 職場でのパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、また、上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いやハラスメントなど、職場における様々なハラスメントの問題についてご相談いただけます。

Q. 女性しか相談できませんか?

A. 男性もご相談いただけます。また、労働者、事業主どちらからのご相談も受け付けます。

Q. ハラスメントがきっかけで会社ともめています。労働局はなにができるのですか?

A. 相談者のご希望や状況を踏まえ、会社に事実確認を行い、その状況に応じて会社に働きかけを行います。相談者の了解なしに、会社に相談者の情報を提供することはありません。会社との間に紛争が生じている場合は、助言・指導やあっせん、調停会議による紛争解決援助を行っています。

滋賀労働局 ハラスメント対応特別相談窓口

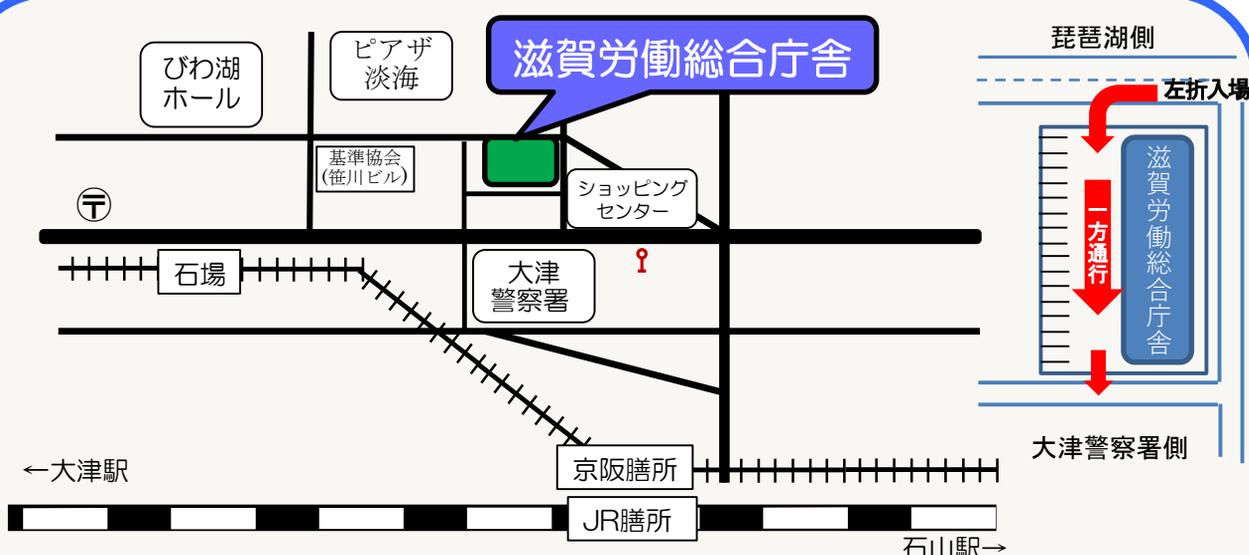
受付時間 平日 8時30分～17時15分（閉庁時刻）

※時間をかけて、丁寧にご相談に対応しています。

できるだけお早めにお電話またはご来庁ください。

電話番号 077-523-1190

住所 大津市打出浜14番15号 滋賀労働総合庁舎 4階



- 駐車場は駐車台数が限られているため、公共交通機関をご利用ください。
- 庁舎内駐車場は、琵琶湖側から大津警察署方向に一方通行です。駐車場には琵琶湖側から左折で入場ください。